

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年10月について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から13年8月21日まで

申立期間当時、24万円程度の月給をもらっていたが、自分の標準報酬月額の記録を見ると、平成8年10月から突然9万2,000円に引き下げられていることがわかった。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成8年10月について、申立人が提出した給与明細書から、申立人がその主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立人の平成8年10月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成8年11月から9年12月までの期間については、

申立人が提出した給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、平成10年1月から13年7月までの期間については、給与明細書等の保険料控除額が確認できる資料は無いが、申立人の標準報酬月額の記録は^{そきゅう}遡及して訂正がされていることもなく不自然さはうかがえない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成8年11月から13年7月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年8月から同年9月までの標準報酬月額を13万4,000円、同年10月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から同年10月まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日

申立期間①について、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていた。給与は下がった記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については、継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から同年9月までは13万4,000円、同年10月は14万2,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年6月1日以降の同年8月26日付けで、申立人を含む100人以上の従業員の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、3年8月から同年9月が13万4,000円から10万4,000円、同年10月は14万2,000円から10万4,000円に訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、B業務についていたと供述しているほか、申立期間において雇用保険の加入歴を有していることが確認できる。

さらに、取締役経理部長は、「社会保険料を滞納し、社会保険事務所に延納

願いに行ったことがある。」としており、取締役総務部長は、「取締役経理部長が、社会保険事務所の職員と相談し、従業員の標準報酬月額を下げる手続きをした。私も同席していた。」としていることから、申立人が当該減額訂正に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、当該訂正処理を遡及^{そきゅう}して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年8月から同年9月までは13万4,000円、同年10月を14万2,000円とすることが必要である。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が平成4年5月31日まで当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成4年6月1日以降の同年8月26日付けで、申立人を含む160人以上の従業員が3年11月30日に被保険者資格を喪失した処理がされていることが確認できる。

また、遡及^{そきゅう}して喪失処理された従業員のうち、申立期間②に係る給与明細書を所持している者がおり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の期間であるにもかかわらず、当該給与明細書には保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年11月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日を4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出たとおりの14万2,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年10月まで
申立期間について、父親が国民年金に加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。毎月来ていた集金人に父親が保険料を納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間について、社会保険事務所が保有する国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人の名前は見当たらず、市役所においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしている。

さらに、申立人は他市町村に転居した履歴が無いことから、他の市町村において国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性は考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、共済組合加入の夫の被扶養者であったが、自分の年金が受給できるよう、国民年金制度発足時から任意加入して保険料を納めてきた。しかし、社会保険庁の記録によると、昭和 59 年 4 月に被保険者資格を喪失したことになっており、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまでの期間の納付記録が無い。資格喪失の手続をした事実はなく、保険料も納付していたはずなので、このような記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失していることについて、当該手続を行った事実はなく、資格喪失する理由も無いと主張しているが、申立人が所持している年金手帳を見ると、59 年 4 月 12 日資格喪失と記載されており、この記録は、市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録と一致する。

また、申立人は、国民年金に係る手続等には関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとするその夫から聴取しても、当時の記憶は不明瞭^{りょう}と言わざるを得ない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から44年9月まで

私が20歳の時、地区の納税組合の勧めで母親が加入手続をし、申立期間の保険料についても、母親が納期ごとに納税組合を通じて納めていたと思うので、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、高齢であることから納付状況等についての聴取が困難であり、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年12月に払い出されており、この時点では申立期間の保険料は時効により納付できない期間であるとともに、国民年金手帳記号番号の払出し直後に納付が可能であった昭和44年10月から46年3月までの期間の保険料については、同年12月13日に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は20歳に到達以降、払出日まで他市町村への転居も無いこと等から、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 6 月 2 日まで
③ 昭和 58 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで

申立期間①について、A社に勤務していた期間のうち、最後の1か月の厚生年金保険加入記録が無い。また、申立期間②及び③について、B社に勤務していた期間のうち、最初の1か月と最後の1か月の加入記録が無い。すべての申立期間について、勤務していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に昭和 54 年 1 月末日まで勤務していたと主張するが、雇用保険記録によると、申立人の離職年月日は同年 1 月 15 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日の記録と一致している。

また、A社は昭和 59 年 2 月に全喪しており、当時の事業主は既に死去していることから、当時の事情を聴取することができない。

さらに、元同僚から聴取しても、申立てに係る事実を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③について、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主から提出された申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、及び申立期間③に係る喪失確認通知書を見ると、申立人の資格取得日及び喪失日は社会保険事務所の記録どおりとなって

いる。

また、B社に照会したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について、控除していなかったと思われると証言している。

さらに、複数の元同僚から聴取しても、申立てに係る事実を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 1 日から同年 2 月 15 日まで
社会保険事務所の記録では、A社の社会保険加入日は昭和 60 年 2 月 15 日となっているが、親会社のB社からの異動でA社に勤務したため、空白期間があるのは納得できない。給与から社会保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人が提出した、A社の昭和 60 年 1 月分の給料支払明細書において、申立人の給与から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、昭和 60 年 2 月分の給料支払明細書において、申立期間に係る 1 月分の厚生年金保険料が払い戻されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 60 年 2 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人を含む 13 名が同日で被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 30 日から 56 年 11 月 6 日まで

私は、昭和 48 年 9 月 1 日、姉と「A」という個人企業を立ち上げ、製造卸業を始めた。その後、業績が良かったので、52 年 4 月 30 日から B 株式会社にしたが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、56 年 11 月 6 日からの記録になっている。当時会社の業績は大変良かったし、年金の手続等もしっかりとやっていたはずなので、当社が同日まで適用事業所となっていなかったというのは納得がいかない。会社設立時から厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社は、会社設立当初から厚生年金保険適用事業所であり、厚生年金保険料を給与から控除していた。」と主張しているが、社会保険事務所が管理する当該事業所の被保険者名簿から、適用事業所となったのは昭和 56 年 11 月 6 日であり、当時、被保険者は 4 人で、強制適用ではなく任意適用であったことが確認でき、申立人が主張するように会社設立時から適用事業所であったという事実を確認できる関連資料等はない。

また、当該手続について、申立人は、「手続等については、社長である兄と会計事務所の担当者にすべて任せていた。」と証言しているが、その兄は、「当時は、会計事務所の担当者に任せていたのでわからない。」と回答しており、当該会計事務所担当者は、「覚えていない。」と回答していることから、事業主から申立てどおりの届が出されたか否かを確認することはできない。

さらに、当該事業所の被保険者（申立人、申立人の兄及び姉 2 人）4 人については、申立期間においていずれも国民年金に加入しており、保険料も納付済みである。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。